

	全国センター通信	働くもののいのちと健康を守る全国センター 発行責任者：岩橋 祐治 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階 Tel (03) 5842 - 5601 Fax (03) 5842 - 5602 毎月1日発行 年額1,500円(送料込、会員は会費を含む) http://www.inoken.gr.jp
---	---	---

高揚する国民世論、過労死ゼロへ一層の取り組みを！

過労死等防止全国センター第4回総会

7月16日、聖護院御殿荘（京都市）において、過労死等防止対策推進全国センター第4回総会が開催され、42人が参加しました。

活動を新たなステージに

開会にあたって代表幹事の川人博弁護士は「法が出来てから3年を迎え、この1年間は『過労死』が大きな社会問題として世論が高揚した。直接的には電通の『高橋まつりさん事件』が契機になっているが、底流には長年にわたる過労死防止法制定運動と法成立後の社会に対する啓発活動の蓄積がある」とし、依然として被害の発生が続いている中、今後の活動強化の方向として以下の3点を提起しました。

第1に、今年は全都道府県で11月の啓発シンポジウムを開催し、学校での出張啓発講義などの社会的啓蒙活動を諸団体と連携を強めて強化したい。

第2に、新たなステージに活動を発展させる上で、業種ごと、職種ごとの取り組みを考えていきたい。特に、長時間労働規制の対象外とされた建設・運輸・医師等。学校教員の問題、21世紀の長時間労働の象徴となっているSE労働の問題、医療・介護での深夜交替制勤務の過重性の問題など重視していきたい。新国立競技場の建設現場で200時間を超える残業で23歳の青年現場監督が自死した事件が明らかになった。国家的行事の準備によって労働者の命と健康が損なわれることは許せない。

第3に、労災の認定基準の改正問題。脳・心疾患が2001年の基準以降改正がない。深夜交替制で拘束が長い看護師の事例で70時間でも認定されない。精神の改正要請も厚労省に要請書を出したい。

厚生労働省からのあいさつと協力要請

厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長）をはじめ3人が参加し、村山誠課長から厚労省の対策実施状況が説明されました。①過労死等の現状、②過労死ゼロ緊急対策について、③調査研究では認定事案3664件のデータベース化が終了し、今年は不支給事案の約4000件のデータベ



ス化をすすめる。また、労働安全衛生の疫学研究・実験研究を行い、労働・社会分野の研究では教職員・IT産業・医療の実態調査を予定。他に啓発事業の計画を報告し協力を要請されました。

次年度方針の提案と各地からの報告

事務局長の岩城稜弁護士より、2017年度の重点課題として、啓発シンポジウム、啓発授業への講師派遣、会員拡大と監事・副幹事の配置強化、地方センターの結成、各地域の家族の会の結成支援、などが提起されました。

各地の参加者から、それぞれの地域で創意と工夫を発揮して取り組んでいる様子が報告されました。最後に代表幹事の寺西笑子さん（過労死家族の会）が「家族の会の夏の1泊学習交流会に65人が参加した。過労死ゼロに向けてともに努力したい」と述べました。

総会には電通事件の高橋まつりさんの母親も参加し、防止センターの活動へのお礼とともに、啓発シンポジウムなど協力したいと述べました。

（北海道センター 佐藤誠一）

〈今月号の記事〉

職業がんをなくそう集会／理事会報告……………	2面
シリーズ安全衛生活動の交流 生協労連……………	3面
各地・各団体のとりくみ……………	4～6面
第3期 ROUAN 塾／私の健康法 ……………	7面
労働時間の適正な把握のガイドライン……………	8面

学習と職場報告、総会が開催される

第4回職業がんをなくそう集会

第4回職業がんをなくそう集会が、7月17日に大阪・PLP会館で開催され、25団体40人が参加しました。

記念講演は、^{わにふち}鰐淵英機教授（大阪市立大学大学院医学研究科）が「化学物質の職業ばく露による環境発がん」をテーマに講義しました。化学物質のヒトでの発がん性予測は、ヒト集団における疫学的調査と動物を用いた発がん性試験に基づいて証明されていることを紹介。事例として腫瘍の定義と特徴、関連する遺伝子とそれらの異常によるがんの発生メカニズムを図解した後、事例としてイギリスの Pott が1775年煤と煙突掃除夫の陰嚢がん、ドイツの Rehn が1895年にアニリンと合成染料製造作業員の膀胱がんの関連を指摘し（疫学研究による発見）、1918年山極勝三郎がウサギの耳にコールタールを反復塗布することで発がん性を証明（動物実験による証明）したことをあげました。

困難な状況下で勝ち取った労災認定

基調報告①は、田中康博氏（化学一般三星化学工業支部）が昨年12月21日に労災認定されたことを報告し支援への感謝を述べました（写真）。三星化学での膀胱がんは、40人程度の工場で40～60歳代の現役6人、40～70代の退職者3人、ばく露歴7～28年で全ての製造部門の労働者が2014年2月～2017年2月に発症しています。経営者が労働者の人権を無視し、前近代的管理体制のもと、「吐き気がする。食事がとれない。めまいがする。血尿が出た。膀胱炎になった」などの切実な訴えは無視されました。日常的なパワハラやみせしめ人事と賃金差別が横行し、少なからぬ労働者が退職に追い込まれ



る中で膀胱がんの多発に至ったことが切々と伝わる報告でした。

基調報告②は川上健司氏が、新日本理化徳島工場でオルトトルイジン（OT）の生産に従事していた退職者20人で、1月に職業がんと闘うOTの会を結成したことを報告しました。独自に進めた調査で、膀胱がん患者の1人が労災申請していたことが「会」結成の契機になりました。

2月6日の徳島労働局申し入れでは、「労安法及び諸規則は現役労働者が対象であり、退職者は該当しない」と言われたものの、3月7日に徳島労基署に「会」作成の「徳島工場における経皮ばく露の背景と実態」を提出。4月21日に新日本理化労組と懇談し会社とのパイプ役を依頼したことが報告されました。

総会では、活動報告および総括、決算・会計監査が報告され、3回の集会の総括と個別事例（上顎がん、胆管がん、膀胱がん）の進捗、厚労省要請行動の総括などが行われ、活動の継続・強化と会員への通信活動の強化が確認されました。

（職業がんをなくす患者と家族の会 堀谷昌彦）

第4回理事会報告 労災認定・裁判闘争交流集会は12月9日開催

8月2日、いの健全国センター2017年度第4回理事会が開催されました。理事会の冒頭、さる6月21日に急逝されたセンターの副理事長をされていた山下登司弁護士のご冥福を祈りました。そして、民放労連選出の理事について、井戸秀明さんから常任中執の脇山恵さんへの交代を確認しました。センターのこの間のとりくみでは、①第2回労働安全衛生中央カレッジ第1課（7月15～16日、大阪開催）、②単産代表者会議（6月16日）などについて報告がありました。引き続いて、加盟組織及び地方センターにおけるこの間のとりくみの報告が行われ、この間の情勢の推移では、国連での核兵器禁止

条約の採択、東京都議会議員選挙の結果とその後の安倍内閣の支持率の急落、安倍「働き方改革」における連合の政労使合意の拒否、2016年度の過労死等の労災補償状況、ストレスチェック制度の実施状況などについて報告と意見交換が行われました。協議事項では、①いの健全国センター結成20周年事業、②労災認定・裁判闘争交流集会（今年の総会の翌日12月9日に開催）、③第2回労働安全衛生中央カレッジの第2課以降のとりくみなどについて協議を行いました。

次回は10月14～15日に開催します。

（全国センター 岩橋祐治）

シリーズ 安全衛生活動の交流

第49回

全国生協労働組合連合会

学ぶことを労働組合活動の真ん中に

生協労連は、6月30日～7月2日、第2回学習教育セミナーを開催し、全国から143人が参加しました。セミナーの目的は、次世代を担うリーダーの育成。現役リーダーも含め学習をすること、第7次中期計画の到達点の確認、生協労連の「自立化政策」をあらためて学ぶことでした。

市民と野党の共同で社会を変える

初日の基調講演には、中野晃一氏（上智大学国際教養学部教授）を招き、安倍政権の「暴走政治」について、小選挙区制の問題点も交えて、お話いただきました。講演では、自分たちの暮らしを改善し、立憲主義と民主主義をとり戻すには、市民と野党の共同をよりいっそう広げ、安倍政権を退陣に追い込むことが必要だと強調されました。参加者からは、「安倍政権への不安や不信感の理由が理解できた」「市民と野党の共同に確信が持てた」「政治に対するあきらめ感を持ってはいけない」「安倍政権の真の姿が見えた」等の感想が出されました。

労働安全衛生活動中心に

2日目は、基礎講座と課題別講座に分かれて学びました。基礎講座は、4グループに分かれて、社会を大局的に把握し、多面的にものごとを考える力を身につけるとともに労働組合活動の基礎について学びました。その一つが「労働法を学び、活かし、改善する」ことです。憲法と法律を活かすことで、労働組合の存在意義を発揮することができ、労働法を身に付けることが十分な力となること、しかし法律自体が絶対的なものではなく、よりよいものにしていく必要があることも理解できました。参加者からは「難しかった」という声がある一方、「目の覚める思い」などの声も多く出されました。

課題別講座は5グループに分かれて、①組織拡大と組織強化、②労働安全衛生活動、③不払い労働と労働時間短縮、④最低賃金、⑤同一価値労働同一賃金を学びました（写真）。

今回は、第1回のセミナーにはなかった「労働安全衛生活動」についてでは、わかりやすく学び、労働安全衛生活動をどうしたら職場に広げることができるかを中心に考えました。まず、「労働安全衛生チェックリスト」を自分の職場を思い浮かべながらとりくみました。チェックリストは、仕事内容によ



って項目は違いますが、設備関係・作業行動・労働安全衛生活動と項目を分けてすべてに「○」がつくことが基本で、「×」がついた項目は改善する必要があります。労働組合として所属長と話し合い、改善の期限を確認することが大切と、より具体的に示し、職場に広げられる内容にしました。

また、KYT（危険予知トレーニング）の時間も設け、グループの参加者全員が現場をイメージし、聞くだけの講座とせず、ディスカッションの時間も設定し、学んだことを深められるような工夫もしました。参加者には、何をしなければならないのか、何が重点なのかが伝わったようです。また、交流する時間を設けたことで「他の生協の様子がわかった」「先輩の意見も聞けてよかった」という感想もだされています。

3日目は北口明代中央執行委員長がコーディネーターを務め、「生協労連～未来へ歩みつづける～過去・現在・未来」と題して、斎藤嘉璋さん（日本生協連元常務理事／東都生協元顧問）、鈴木彰さん（生協労連元書記長）、根本隆さん（生協労連元書記長）を招いて、シンポジウムをおこないました。斎藤さんは、生協が平和運動をとりくむことの意義、鈴木さんは生協労連の成り立ちとともに、労働組合が労働者の要求に徹底して寄りそうこと、根本さんも第5次中期計画で生協労連が掲げたことと合わせて、職場要求の大切さが話されました。労働組合が平和にとりくむこと、徹底して職場の要求にこだわること、労働者に寄りそってたたかうことの重要性が共有化されました。

「学ぶことを労働組合活動の真ん中に」。3日間のセミナーへの参加は、仕事や休みの調整が必要ですが、なかまが集い、交流し「知は力」とする意義と重要性を、参加者それぞれが確信とすることができたと思います。

（生協労連 渡辺 利賀）

各地・各団体のとりくみ

山梨

討論で証明された「いの健」活動の重要性 第19回定期総会

山梨センターは、第19回総会を6月24日に開催し22人が参加しました。開会挨拶で佐藤均理事長は「安倍政権の横暴ぶりは国民の怒りを買い、支持率は大幅に下がった。特に共謀罪の強行採決は酷い。民主主義を根底から突き崩した。働き方改革も含め、国民から鉄槌を下されるものだ」など怒りを全面に訴えました。

記念講演は、「東京電力芦澤拓磨モラルハラスメント裁判の勝利をめざして」と題して、亡くなった芦沢拓磨さんの父の昭さんが、ブログや遺書を紹介しながら、事件の概要や東電との折衝や裁判経過、課題を述べました。東電の大月支社副社長の証人尋問の成果もあり、担当の小笠原忠彦弁護士からも力強い意見がありました（写真）。

講演に続いて、保坂忠史事務局長から活動経過報告と収支決算、今年度の活動方針と予算案を提案しました。討論では、山梨県労の田野口博幸事務局長から労働組合の現状が報告され、闘う労働組合を



のばそうと提案がありました。山高教の小池正久委員長は深澤佳人氏の闘いにふれ、土日の地域防災訓練への参加について報告。山教組の向山三樹さんはストレスチェックについて全県的な活動をまとめたいと発言しました。県労地域ユニオンの萩原武勇さんは転載命令を受けた50歳代の女性の救済の現況について、また遠藤敏実さんは、労働組合の脆弱性の克服について経験を述べました。

討論も含め議案は、参加者の拍手で確認されました。

最後に小笠原弁護士が閉会挨拶で、「この運動がますます重要になっていることが討論でも証明された。事務局長を支え、積極的に活動しよう」と呼びかけました。（山梨センター 保坂忠史）

近畿

安倍「働き方改革」に対置して いのちと健康を守る学習交流集会

第7回近畿ブロックいのちと健康を守る学習交流集会が、京都市で開催され62人が参加しました。全労連近畿ブロックの川辺和宏議長が「京都開催でスタートし、各府県を一巡し再度京都で開催されます。集会で学んだことを、安倍働き方改革との秋からの闘いに活かしていこう」と開会あいさつを行いました。

続いて、全労働近畿地方協議会の宮木義博氏が「『働き方改革』への対抗軸と、いのちと健康を守る課題」と題して講演。宮木氏は冒頭、安倍政権は「その根底には『新自由主義』があり、小さな政府＝社会保障などの縮小と、自由な競争＝貧富の格差の拡大がセットになっている」と指摘しました。また「秋の臨時国会が労働時間をめぐる激しい闘いの場となる。全力で闘おう」と呼びかけました（写真）。

各県報告では、滋賀県職員労働組合の清水庄次氏が、県成人病センターの労基法違反を是正勧告させた取り組み、県人事委員会が知事に対して「時間外勤務の縮減を」と提言したことを紹介しました。京都のJMITU カシフジ支部の山中康司氏は、歯車工



作機械の専門メーカーであるカシフジの安全衛生活動を労働組合として課題をもって取り組んでいる実践を報告、「いの健」奈良センターの谷山義博氏は、困難な組織の実態やその中での取り組みを紹介しました。また、全労災大阪支部の金田智恵子氏は、労災病院での安全衛生委員会の活性化を通して組合が改善させたことについて報告しました。兵庫民医労の堀田圭佑氏は、パワハラアンケートから学習会の実施や相談窓口を開設したこと、2回目のアンケートからわかった課題を示しました。

最後に和歌山県地評の琴浦龍彦氏が、うつ病で休職し解雇された労働者の相談事例から、本人への配慮や経営者への弁護士を通じての取り組みなどについて報告しました。（京都センター 新谷一男）

各地・各団体のとりくみ

家族
の会

韓国からも初参加

2017年夏の一泊学習交流会

過労死家族の会恒例行事「夏の一泊学習交流会」は、7月15～16日「御殿荘」(京都)にて開催されました。参加者は北海道から九州まで66人、半数は初参加者でした。有識者が15人、中学生・幼児連れの親子2組、さらに韓国から今秋「過労死予防センター(仮)」を結成する訪問調査団と韓国「過労死家族の会」を立ち上げた方の参加もあり、層の広がりを実感しました。

実行委員会を代表して森岡孝二代表委員が挨拶。その後の特別講演1は、「過労死の現場と働き方改革の行方」と題して、中澤誠さん(東京新聞社会部記者)が講演。2008年に新興プランテック入社2年目の男性社員(24歳)が月200時間残業した末の過労自死事件は、特別条項が月200時間の36労使協定を結んでいたことで、遺族は会社とともに合意した労働組合と協定を受理した労基署にも責任があるとして提訴した事例です。裁判では会社の責任は認められたものの労働組合と労基署の責任は認められませんでした。また、労働組合の弱体化、さらに政府の働き方改革の問題点や便利さを求める私た



ちの意識改革についても言及されました。続いて、岩城穂弁護士から経過報告があり、討論では、地域の取り組み、遺族、当事者など21人が支援を訴えました。

特別講演2は、過労死防止落語「ケンちゃんの夢」と題して、笑福亭松枝さんが公演。この落語のねらいは過労死における企業責任はもちろん、過労死が出るまでの労働を見逃してきた労働組合の責任も重いと、過労死防止のために労働組合のあるべき姿を明らかにする断りでした。

夕食懇親会、エンドレス交流会で、持ち寄った課題を共有し対話的学びを深めました。今年も集会コンセプト「寄って元気! 学んで元気! シャベって元気!」になれる一泊学習交流会が成功裏に終了しました(写真)。(全国過労死を考える会 寺西笑子)

石川

実態把握と適切な対応策を

労働局要請

「いの健」石川センターは7月26日、石川労働局への要請をおこないました(写真)。センターからは助代表委員、馬渡事務局長、長曾県労連事務局長、川上事務局員、大橋・西田保健師が参加しました。労働局側からは、小谷労働基準監督官、労災課宮野課長補佐、小坂均等室室長補佐が参加しました。長時間・過密労働の是正と規制について、県内全事業所数のうち36協定を提出している企業数が正確に把握されておらず、特別条項提出企業数もわからないという回答が昨年に続いてあり、正確な把握を強く要望しました。

労働安全衛生については、ストレスチェック実施について質問。実施企業数・対象人数は、2017年1月の自主点検の結果によると1101事業場(実施率93.7%)うち医師による面接指導を行ったのは267事業場(24.8%)とのことでした。他県や全国平均との比較についての返答はありませんでした。

労災補償状況について、「2016年度脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」の県内状況は、脳・

心臓疾患は請求4件、支給・不支給決定4件、支給決定3件。精神疾患は請求9件、支給・不支給の決定7件、支給決定2件との回答でした。



アスベスト被害対策については、①2016年の吹き付け石綿除去作業等の届け出受理件数は72件、②石綿粉塵防止対策のため県内労基署が2016年に実施した現場パトロールや現場指導件数や指導内容等について、指導件数は65件。含有事前調査の揭示違反、的確な作業方法・現場の隔離方法の違反、労働者の健康管理・暴露防止の違反等があるとの回答でした。

センターからは民医連の調査で、肺がんのうちアスベスト関連と思われるものが12%あったことを指摘。居住歴・職歴を聴取する重要性が高く、研修会を医師だけでなく、問診聴取を行う可能性のある看護師等医療従事者全体を対象に行うことを要望しました。(石川センター 馬渡健一)

各地・各団体のとりくみ

東京

働き方改革と現実との乖離が明確に 第14回総会

東京センターの総会は、7月15日に開催されました。代議員及び傍聴者を含め59人が参加しました。主催者あいさつに立った森田稔副理事長（東京地評議長）は、「働くものの命と健康が厳しい局面にあり、東京センターの役割がますます増大している下で、財政面や後継者の件での組織的強化が緊急の課題である」と訴えました。

記念講演は東洋経済新報社の記者である風間直樹さんが「働き方改革のオモテと裏—『雇用融解』からその後—」のテーマで70分にわたって話しました。安倍内閣の重点政策である「働き方改革」を密着取材してきた講師は、「改革」の中での目玉である「同一労働同一賃金」「長時間労働の規制」などが現実の職場の実態といかに乖離しているかを生々しくリアルに語りました。また講師は「個人請負の深い闇」と題して労働法規が一切適用されない請負制度の拡大に注意を喚起しました（写真）。

記念講演の後は、1年間のまとめと方針、決算・予算等が提案されました。10人が発言。電機産業の大リストラの下でのメンタル不調者の広がり、青



年労働者のブラック企業の中での労働実態、介護労働者の月180時間に及ぶ時間外労働による健康破壊、アスベスト被災の実態と闘いの現状、東京センターへの期待と激励など今後の取り組みを豊かにする発言が続きました。また裁判を闘っている二つの事件について支援の訴えが行われました。討論のまとめを含めて議案を全員の拍手で採択しました。また役員についても全理事・監事が承認されました。今後の奮闘を誓い合う総会となりました。本総会には神奈川センターの蓮池事務局長から、兄弟的連帯の来賓挨拶をいただきました。

総会后、24人の参加で懇親会が和やかに行われました。

（東京センター 色部 祐）

愛知

継続は力なり

次代を担う労働安全衛生学校

毎年恒例の「次代を担う労働安全衛生学校」が7月15・30日に行われました。参加者は27人でした。

最初に岩井羊一弁護士から「過労死等防止対策推進法」制定以後、「過労死シンポジウム」や学校での「啓発授業」、初めての「過労死白書」白書の発行など過労死防止対策の到達点が報告されました。

第2部は労働組合からの報告。名古屋水道労からは「中央」、「部」、「所」の安全衛生委員会がそれぞれ毎月開催されていること、5月の「所」の「職場巡視」の事例は東区の通行道路を実際に点検し3カ所の危険箇所を明らかにし、所員全員に報告されたこと等が話されました。

全港湾名古屋から残業代不払い、「36協定」問題など、会社が十分対処しないため労基署に申し入れ改善を迫るなどの取り組みが報告されました。一気に若返った労組役員を中心に、手探りの運動が参加者の共感を呼びました。

7月30日午前の参加者は、22人。愛知県教職員労働組合から、学校職場で衛生推進者の資格を自主



的に取得し、労安活動に活用している報告。それを受け、健康センターは衛生推進者の資格取得の取り組みを「社医研」の協力を得て進めることを提案しました。

第3部はパワハラについてのワークショップをおこない（写真）、参加者を3グループに分け、「パワハラ」について自由に意見を出しあいました。その結果を整理・分類したところ、どんな状態なのか、なぜパワハラが起こるのかについて多くのコメントが寄せられました。しかしパワハラはどうしたらなくせるのかについては「トップの姿勢」「仲間をいたわる」など少数の書き込みに留まりました。この問題を職場の課題にする発端になったと思います。

（愛知センター 高垣英明）

「労安活動に取り組まなくて何が労働組合だ」を合言葉に

北九州労健連 第3期 ROUAN 塾

北九州労健連では、第3期 ROUAN 塾を、2016年7月から2017年6月に行いました。塾生は各産業の労働組合の若手役員を中心に26人が登録し「労働安全衛生活動」について、全11課の学習を重ねました。

ROUAN 塾は第1期から、「労働組合が労安活動に取り組まなくて何が労働組合だ」を合言葉に学習活動に取り組んでいます。第3期は基礎編・応用編・まとめと段階をおき、開校式として「労働組合が労働安全衛生活動に取り組む意義」を学習しました。

第1～4課(基礎編)は、①労働組合が労働安全衛生活動に取り組む意義、②労働安全衛生法を学ぶ、③リスクマネジメント～事故は起こる前に止める～、④ディスカッション。第5～9課(応用編)は、⑤メンタルヘルスⅠ(講義)、⑥メンタルヘルスⅡ(事例提示とディスカッション)、⑦リスクアセスメント・模擬労働安全衛生委員会、⑧職場巡視の仕方・視点Ⅰ(講義)、⑨職場巡視の仕方・視点Ⅱ(事例からディスカッション)。第10～11課(まとめ)は、⑩ILOと国際労働基準を学ぶ、⑪KJ法を用いた ROUAN 塾全体を通したディスカッションという充実した内容でした。

塾生が自ら実行委員に

重視したことは議論です。質問や意見を積極的に



ROUAN 塾全体を通したディスカッション

出し、解決方法を導き出す力を身に着けることを重視しました。ディベート形式での「模擬労安委員会」も行い、労働者委員として、重視する視点、アプローチの仕方を事前に塾生同士で作戦を練り、委員会で解決に向けた問題提起も行いました。

第3期の大きな特徴は、企画・運営をこれまでの塾生が実行委員となり、自分たちで作り上げた塾となったことです。第3期 ROUAN 塾実行委員会は全18回。実行委員が各回のテーマについて企画・立案し、講師も務めました、学習で得た労働安全衛生の知識の上に、組織運営力も身に着き、とても貴重な成果となりました。

第3期 ROUAN 塾は、7月29日に開催した労健連サマースクールで修了式を行いました。1年間の奮闘を塾生同士でたたえ合い、今後は、労働者の一人として積極的に労働安全衛生活動に参画し、自らが主体的に職場改善を行っていくことを誓い合いました。
(健和会労働組合 八木和也)

シリーズ 「私の健康法」(4)

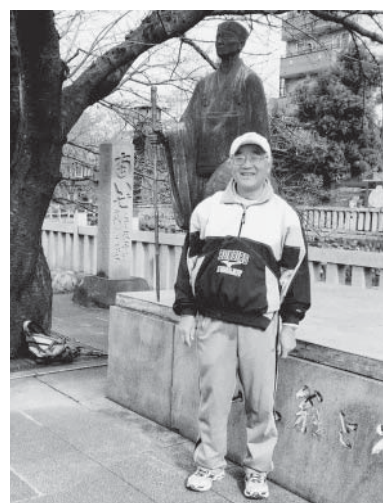
村上剛志(社会医学研究センター)

目標作ってマラソンを楽しむ

特別に健康を意識したことはありませんでしたが、加入した日刊工業新聞労組のマラソン好きの青年の影響で自然とマラソンを始めました。わが労組は新聞労連の中でも強く、駅伝大会では1・2位を争っていました。私も青梅マラソンや三浦ハーフマラソンに参加するようになり、40歳頃からフルマラソンに挑戦。土・日は30㎞走、3時間走の練習をして、5回フルマラソンに参加しました。サラリーマンとしてはまあまあの約4時間で走りました。

社医研センターに来てからは、土日がつぶれることが多くなり、マラソンの練習ができず、東海道を走ろうと思い3年かけて走りました。60歳の時です。東海道が終ってから芭蕉の「奥の細道」を、7

年かけて走りました。写真は大垣の結びの地で「はまぐりの二見にわかれ行く秋ぞ」の歌碑のところ。芭蕉の句もずいぶん知りました。今は「中山道」を走っています。昔のままの宿場町があって楽しい時間です。



目標と労安の知識・経験が、健康に欠かせない「睡眠・運動・保温・栄養」に結び付いています。

インフォメーション

罰則を備えて法定することが急務

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」

全労働中央執行委員 南 和樹

現行の労働基準法（以下、労基法）において労働者の労働時間の把握・記録に関する条文は、労基法第108条の「賃金台帳の調整」のみです。この条文では、「月の労働日数、労働時間数及び時間外・休日・深夜時間数をそれぞれ賃金台帳に記入しなければならない」としています。

しかしこの場合、賃金台帳に記入されるのは一月の労働時間数であって、これでは労働の実態、すなわち毎日の始業・終業時刻はわかりません。毎日の始業・終業時刻の把握・記録は、適正な労働時間管理や健康確保の義務を負う使用者が、当然行わなければならないものですが、法定されていないのです。

実は、このことが第一線の労働基準監督官（以下、監督官）の大きな悩みとなっています。現に、2014年11月に全労働省労働組合が実施した「監督官緊急アンケート」で「労働時間規制について必要と考える対策」を聞いたところ、1,370人の回答者のうち72.3%に及ぶ991人が「実労働時間の把握義務の法定化」が必要と回答しています。これは、毎日の労働時間を使用者が一切記録していない場合、法違反の事実を特定することができず、是正勧告すら困難にし、歯痒い思いをしている監督官が多いということを示しています。

基準には強制力がない

厚生労働省もこの点で無策だったわけではありません。2001年4月6日に策定された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（以下、旧基準）は、使用者に労働時間の把握責務があること、客観的、具体的な把握方法を示しており、これに基づく行政指導を進めてきました。しかし、この基準には強制力がなく、罰則の適用もないことから、実効ある法規制が求められたのです。

こうした中で、過労死や過労自死は後を絶たず、昨年の大手広告会社での新入社員の過労自死事案は、社会的にも大きな反響を呼び、今年1月、厚労省は前記基準を改訂し、労働時間の適正な把握のための新たなガイドラインを策定しました。

追加事項3点

新ガイドラインと旧基準を比べると、使用者に労働時間を適正に把握する責務があることを明らかに



した点や講ずべき措置はほぼ同じ内容ですが、追加された事項があります。1点目は「労働時間の考え方」です。労働時間は「使用者の指揮命令下に置かれている時間」とし、準備行為や手待ち時間、研修・学習時間について、具体的な事例を示しました。

2点目は、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合の留意点を補強しています。

3点目は、「賃金台帳の適正な調整」の項が加えられ、賃金台帳に労働時間数を適正に記録することや、故意に虚偽の労働時間数を記録した場合に罰則が適用されることが明記されています。

しかし、1点目はこれまで解釈例規等で明らかにされていたものです。また3点目についても、労基法第108条の趣旨と従来の取扱いを明らかにしたに過ぎません。そして最も重要な点は、新たなガイドラインも旧基準と同様、強制力がなく実効性に乏しいことです。

実効性がなお不充分

日々の労働時間（始業・終業時刻）を把握せず、あるいは廃棄してしまうような事業主が法違反を免れる事態はあまりにもおかしく、これでは効果的な過重労働対策にはなりません。

新たなガイドラインが出た後、2月13日の労働政策審議会の建議は、「すべての労働者を対象として、労働時間の把握について、客観的な方法その他適切な方法によらなければならない旨を省令に規定することが適当」としています。これは一歩前進ですが、省令自体に罰則を設けることができないため、実効性の点では、なお不十分といえます。

労働日ごとの始業・終業時刻を把握・記録する義務を、罰則を備えて法定することが急務です。

※ガイドライン URL=<https://goo.gl/N9Dd66>